

議案第18号

八幡浜市婦人相談員設置条例の一部を改正する条例の制定について  
標記条例を次のように制定する。

令和6年2月27日提出

八幡浜市長 大城 一郎

記

八幡浜市婦人相談員設置条例の一部を改正する条例

八幡浜市婦人相談員設置条例（平成17年条例第116号）の一部を次のよう  
に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示  
すように改正する。

改正後	改正前
八幡浜市 <u>女性相談支援員</u> 設置条例  (設置) 第1条 <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第11条第2項</u> の規定により八幡浜市に <u>女性相談支援員</u> 1人を置く。 2 <u>女性相談支援員</u> は、非常勤とする。 (委任) 第2条 <u>女性相談支援員</u> の勤務に関し必要な事項は、市長が別に定める。	八幡浜市 <u>婦人相談員</u> 設置条例  (設置) 第1条 <u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第35条第2項</u> の規定により八幡浜市に <u>婦人相談員</u> 1人を置く。 2 <u>婦人相談員</u> は、非常勤とする。 (委任) 第2条 <u>婦人相談員</u> の勤務に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定等に伴い、所要の改正を行うため。

